

## 発電所の構内を自動車で巡回中、海中に転落

### ▶ 状況

事業場規模	16~29名	
災害の種類	おぼれ	
被害者数	死亡者数：1名 不休業者：0名	休業者数：0名 行方不明者数：0名

- ✓ 発電所敷地内の巡回警備中に発生したもの。
- ✓ 原子力発電所の守衛、構内の巡回警備を行うため、常時約 30 名の警備員が常駐しており、二人一組で、発電所全域、建物の周囲、境界線付近の監視柵の点検、防波堤、物品揚卸場および灯台の点灯点検などの巡回警備を、車両を用いて実施している。
- ✓ 発災当日、警備員 D と E は、定められた順路で敷地内の巡回を開始し、18:15 頃に岸壁の物品揚卸場に到着して入口ゲートを開けた後、D はゲートの監視のため車を降り、E は一人で車を運転して物品揚卸場に向かったところ、物品揚卸場の西側の海中に車両ごと転落したもの。
- ✓ 岸壁付近は悪天候のため視界が悪く、境界線が不鮮明であったことに加え、設置されていた照明も点灯されていなかった。



### ▶ 主な原因

- ① 海との境界線が不鮮明であった
  - ✓ 日没までは、約 1 時間あったが、天候の悪化により岸壁付近が通常よりも暗くて境界線が明らかでなかった。
  - ✓ 岸壁にはジブクレーンが設置されており、必要な時にはその照明を点灯することができるようになっていたが、当時は点灯されていなかった。
- ② 転落防止のための措置が不十分であった
  - ✓ 物品揚卸場の運搬道路の 3 方の道路端には、高さ 15cm、奥行き 19cm、長さ 90~200cm の車止めが設置されていたが、巡回警備に使用しているジープを止めるには不十分な高さであった。
  - ✓ 岸壁の手前に蛍光塗料による警告ライン等も表示されていなかった。
- ③ 巡回についての要領、手順が不明確であった
  - ✓ 悪天候時における岸壁付近の巡回に関する委託事業者などからの指示はなく、常駐者の個々の判断で省略等が行われていた。
  - ✓ ジブクレーンの照明の点灯についても特段の指示はなかった。

▶ 主な対策

① 転落防止措置を十分に実施すること

- ✓ 車止めの高さ・幅は、巡回が想定される車両の高さを踏まえた高さとしてすること。
- ✓ 作業をしていない場合は車止めの手前にバリケードや警告ロープを設置すること。
- ✓ 岸壁手前から十分な距離をとった路面に蛍光塗料による警告表示を行うこと。
- ✓ 岸壁付近の巡回時に使用できる照明設備を設置し、特に悪天候時は使用すること。

② 巡回要領、手順を明確に定め、周知徹底すること

- ✓ 巡回時間、経路のほか、悪天候時の省略などの判断基準等について明確に定めること。
- ✓ 岸壁付近の巡回時の照明点灯手順などを定めること。
- ✓ 車両の安全な運行速度を定め、徹底すること。
- ✓ 施設管理者、委託事業者は、随時パトロールなどを実施し、その状況を確認すること。